

特集 多国籍企業の民主的規制を考える

グローバル企業と民主的規制

藤田 実

はじめに

日本企業をはじめ世界の企業は海外進出をすすめて、世界全域で事業活動を展開している。企業の海外進出自体は、戦前のレーニン『帝国主義論』でも分析されているが、現在のグローバル企業の世界展開はレーニン段階を超えている。それは「ひとにぎりの先進資本主義国」による植民地の分割・再分割を基本とするものではなく、資本輸出（直接投資）の対象は先進資本主義国から新興国・発展途上国までグローバルに展開しているからである。

本国を拠点としつつも、複数の国にまたがって事業活動を展開しているグローバル企業は、国際経済の主角として登場し、課税逃れや進出国での劣悪な労働条件など本国と進出国の経済・産業構造に大きな影響を与えるようになっており、世界的にグローバル企業の行動を規制する動きが強まっている。

本稿は、2000年代のグローバル企業が投資国・投資受入国双方の国民経済を掘り崩すようになった実態を検討し、民主的規制の必要性を主張するものである。

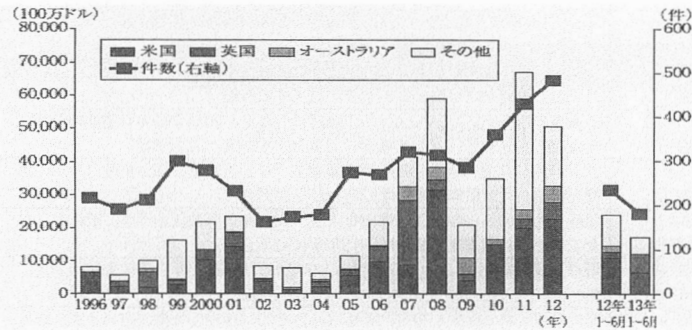
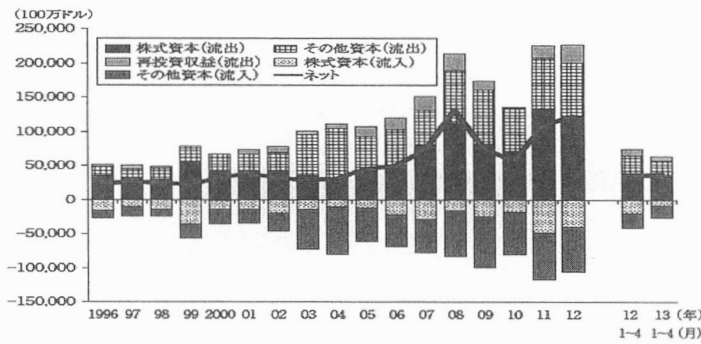
なお本文では、OECD多国籍企業行動指針などすでに定着した名称以外、多国籍企業ではなくグローバル企業という言葉を使用している。現在の企業の行動は、複数あるいは多数の国で企業活動を展開しているというよりも、地球規

模で利潤を最大化すべく、タックスヘイブンなども利用して活動している。そのため企業組織も出身国（本国）にある本社と多国籍での活動という関係ではなく出身国（本国）にある本社—地域統括本社—各国での事業活動というように重層化していることを考え、グローバル企業という言葉を使用している。

1 増大する日本企業の直接投資・投資収益と国内に環流しない所得収支

企業の海外展開は、直接投資の増大として現れるので、直接投資の実態を見てみよう。

2012年の対外直接投資は、前年比12.5%増の1224億ドルで2008年の1308億ドルに次ぐ過去第2位となり、2012年の直接投資残高は1兆円を超える。日本の対外直接投資は2004年頃から急増し、リーマンショックで一時的に減少したものの、2011年から増加を見せている（図表1）。この直接投資の増加は新規の海外展開の増加もあるが、すでに展開している企業がさらなる工場や拠点の建設など海外での事業活動の基盤強化という側面と大型のM&Aの増大による。日本企業による対外M&Aの件数は、リーマンショックで落ち込むものの、2010年から急回復し、2012年には過去最高となっている（図表2）。M&Aは容易に海外事業活動を強化するのに役立ち、また新規分野へも容易に進出できる。日本企業は2012年ま



での円高と有り余る手元資金を利用して、積極的に海外企業のM&Aに動いた。とくに近年はソフトバンクによるスプリント・ネクステルの買収、丸紅によるアメリカの資源会社の買収、電通によるイギリスの広告会社の買収など製造業以外でのM&Aが目立つようになっている。

産業別では、2012年には輸送機械が前年の2.5倍増と急拡大し、トヨタ、ホンダ、日産などの完成車メーカーに加えて、部品メーカーによる大規模な直接投資が相次いだ。投資先はインド、タイ、インドネシア、中国、フィリピンなど新興国が中心で、各完成車メーカーは巨額の資金を投下し、工場やラインの増設を計画している（図表3）。

直接投資は、着実に企業収益に貢献している。日本企業の対外直接投資収益は、米・英・中の次に高収益で、2012年の直接投資収益は5兆4335億円で過去最高となっている（図表4）。国、地域別では、中国、ブラジル、ASEANな

どの新興国からの受取が増加し、収益源は先進国から新興国に移動している。これはアメリカやヨーロッパがリーマンショックからの経済回復が停滞する一方で、新興国は経済成長が著しいので投資の重点を移しているからである。

2 国民経済を掘り崩している グローバル企業

(1) グローバル企業の利益と国民生活の 矛盾

直接投資の増加に示されているように、企業の海外展開が進む一方で、国内工場の閉鎖が相次ぎ、国内雇用は縮小しつつある。内閣府の「2013年版年次経済財政報告」によれば、リーマンショック後、多くの企業でリストラにより雇用を減らしているが、とくに海外進出企業では、生産拠点での雇用の減少が著しいほか、本社・営業拠点でも雇用を減らしている。同報告によれば、海外拠点を新設した企業で国内拠点

図表3 日本の自動車メーカーの新興国投資（投資額は各社プレスリリースによる。資料：各社プレスリリース、各種報道から作成）

	国・地域名	発表時期	投資額	概要
トヨタ	インドネシア	2013年3月	約330億円	第2工場（年産7万台）の開所式を実施。2014年ははじめには同12万台まで引き上げる予定。第1工場と合わせると同25万台に。
	カザフスタン	2013年2月	—	同国政府とSUV「フォーチュナー」のCKD生産に関する覚書を締結。2014年春頃より生産を開始。年産規模は年間3000台を予定。
	タイ	2012年10月	約400億ドル	2015年よりディーゼルエンジンを年産約29万基増強。計61万基に。
	ブラジル	2012年8月 2012年8月	— 約6億ドル	エンジン新工場（年産20万基）の建設を決定。2015年後半生産を開始。新工場の開所式を実施。年産7万台で2012年9月生産開始予定。
	中国	2012年7月	2億8500万ドル （約226億5180万円）	無段変速機（CVT）生産会社を設立。年産24万基で2014年9月稼働予定。
日産	ASEAN	2013年12月	34億円	ASEAN地域の研究開発機能である日産テクニカルセンターサウスイーストアジアの拡充計画を発表。
	タイ	2012年11月	110億バーツ	第2生産工場を建設。2014年8月に稼働予定。年産7.5万台で始め、将来的に最大15万台へ引き上げる予定。既存工場と合わせた年産能力は37万台に。
	メキシコ	2012年7月	20億ドル	第3の生産拠点となる新工場建設に着手。2013年末までに稼働開始予定。年間17万5000台の小型車を生産。
	中国	2012年7月	最大50億元 （約625億円）	中国合併の東風汽車が大連市に新工場を建設。2014年に生産開始し、当初年産15万台。最終的には最大30万台まで拡大する計画。
ホンダ	メキシコ	2013年6月	約4.7億ドル （約447億円）	四輪車向けトランスミッション新工場建設を決定。2015年後半稼働開始予定。年産36万台規模で、2016年後半には同70万台規模へ拡張予定。
	インド	2013年4月	250億ルピー （約425億円）	2014年中に年産12万台の四輪完成車組立ラインと鍛造鉄部品生産ラインの稼働を開始。完成車年産能力は12万台から24万台に。
	タイ	2013年2月	約171.5億バーツ （約446億円）	年産12万台の新四輪車工場建設を決定。2015年の稼働開始予定。既存アユタヤ工場と合わせた年産能力は2015年中に42万台に。
	マレーシア	2012年7月	3億5千万リンギット （約6億8000万円）	既存工場第2ラインの建設を開始。年産5万台で2013年中の稼働開始予定。第1ラインと合計した生産能力は10万台に倍増。
	インドネシア	2012年6月	約3兆1000億ルピア （約270億円）	新四輪車工場の建設を開始。年産12万台で2014年中の稼働開始を予定。既存工場と合わせた生産能力は18万台に。
マツダ	タイ	2013年1月	約260億円	新トランスミッション工場建設を決定。年産40万基規模で2015年度上半期より生産開始予定。
	ロシア	2012年9月	250億円 （100億ルーブル）	ウラジオストク市でロシア企業との生産合併会社の設立記念式典を実施。2012年10月に操業開始。年産5万台で将来的には10万台規模を目指す。
ダイハツ	マレーシア	2012年12月	約200億円	出資先現地企業を通じて車両生産工場を建設。当初の年産能力は10万台で、2014年央に稼働予定。
いすゞ	インド	2013年3月	—	アンドラ、ブラディシュ州政府と生産事業進出に関する覚書を締結。本格展開時のベースとなる新工場用地（約43万m ² ）を確保した。
三菱	ロシア	2012年7月	5億5000万ユーロ	PSAプジョー・シトロエンとの合併によるロシア工場での本格生産（CKD生産）を開始。
スズキ	インド	2012年6月	約600億円	グジャラート州と四輪新生産工場用の土地売買合意書を締結。2015～16年に稼働予定で、年産25万台を見込む。

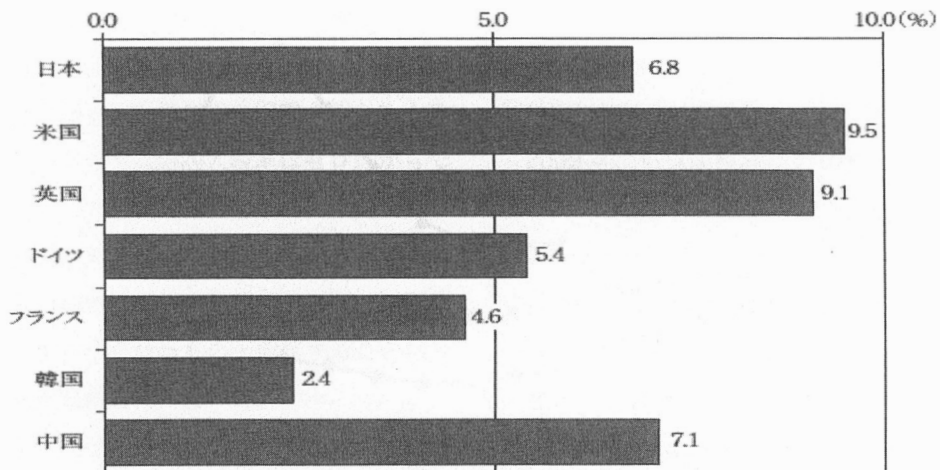
出所：ジェトロ『世界貿易投資報告』2013年版

を縮小したり、閉鎖した企業も多く、海外展開が国内雇用を縮小しつつあることを示している。

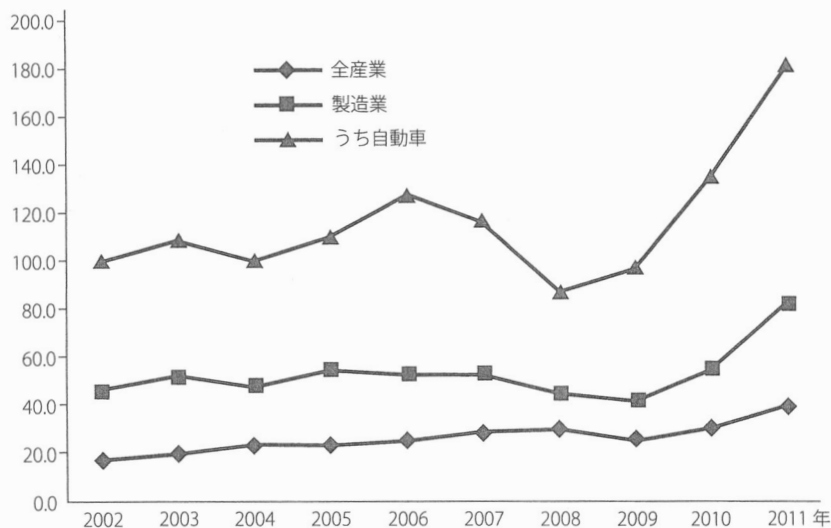
電機産業では、リーマンショック後大規模なリストラ、工場閉鎖が相次いでいるほか、自動車産業でも部品企業の海外展開とそこからの逆輸入が増加しており、それに伴い国内工場は減少傾向にある。電機産業では、1990年の4人以上事業所数が3万6116であったのに、2010年では1万6564まで減少している。これに合わせて従業者数も、電機は193万9729人から114万9476人に減少している。

自動車産業も事業所数は1万1184から

8054と減少しているが、従業員数は78万8783人が78万6753人と微減にとどまっている。事業所数が大幅に減少したことからすると、小規模事業所が倒産や廃業したことによると思われる。これは、自動車産業のグローバル化の影響と考えられる。自動車産業の海外展開にあわせて、部品メーカーも海外展開を進めており、海外から部品の逆輸入も増加している。自動車産業の海外展開は、開発・部品調達も現地化しており、とくに低価格車ではエンジンやトランスミッションといった高品質部品も現地調達の方向にあるという。この結果、海外展開



図表4 日本の対外M&A件数 (“BOP” (IMF) から作成)



図表5 海外設備投資比率の推移

* 海外設備投資比率は、〔海外設備投資÷国内設備投資×100〕。

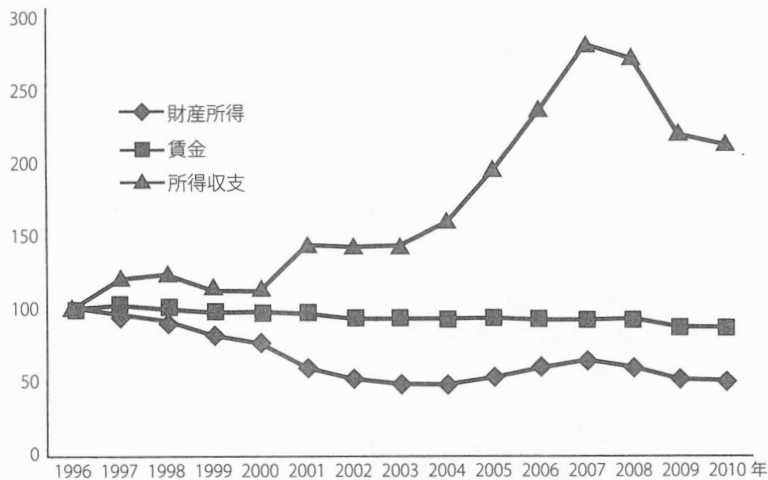
・ 出所：日本政策投資銀行「設備投資計画調査」各年版。

しグローバルに部品を供給する体制を整えた部品メーカーは、経営基盤を強化できても、国内生産中心の中小部品メーカーは受注額の減少や発注先の集約化により、淘汰されていったものと思われる。

また海外設備投資の拡大は一面では需要の海外流出を意味する。設備投資は産業連関を通じて関連産業へ需要を波及させ、その過程で雇用と消費を拡大させることを通じて経済を成長させるから、海外設備投資の拡大は国内需要の縮

小を意味する。

産業別でみると、とくに自動車産業は海外設備投資が国内設備投資を上回る状態になっている(図表5)。しかも自動車産業の設備投資は、「新製品・製品高度化」と、それを支える新技術開発に向けた「研究開発」への設備投資の割合が高く、能力増強の割合は高くない(日本政策投資銀行「設備投資計画調査」)。つまり、国内ではエコカーなどの研究開発関連投資が多く、工場や生産ラインの拡充など広範な産業に需要



図表6 日本の所得収支と賃金・財産所得の推移 (1996年=100)

・出所：財産所得と賃金は「国民経済計算」。所得収支は「国際収支統計」。

を波及させるような能力増強投資は海外で行われていると思われる。2013年8月に操業を開始したホンダの寄居工場は国内工場の新設としては23年ぶり、「自動車業界全体として国内最後の工場」(「日経産業新聞」2013年7月10日)と言われている。

このように、日本企業は積極的に海外設備投資を行い、直接投資収益を拡大している。しかし日本企業は海外直接投資で収益を拡大しながら、国民には還元していない。それは所得収支と賃金や財産所得の動きを見ると、一目瞭然である。すなわち、1996年を100とすると、直接投資収益などの所得収支は2004年以後急拡大し、2倍から2.8倍まで増加した。ところが、賃金と財産所得(利子や配当、地代などの所得)はマイナスになっているからである(図表6)。「アジアの成長を取り込む」というのが政府・財界の主張であるが、現在の日本ではグローバル企業が成長しても国内には還元されていないのである。

(2) 租税国家の危機＝課税逃れ

グローバル企業は雇用と需要源の流出を通じてだけでなく、課税逃れという形でも国民経

済の基盤を掘り崩している。例えば、スターバックスは1998年にイギリスに進出し、現在、735店を展開している。スターバックスはこれまでに総額30億ポンド(約3810億円)以上の売り上げがあったのに、納めた法人税はわずか860万ポンド(約10億9220万円)にすぎない。2011年は3億9800万ポンドの売り上げがあったのに、3300万ポンドの損失を計上していた。スターバックスコーヒーUKは昨年、コーヒー一杯につき代金の6%の知的財産使用料をイギリスの会社に支払っており、その額は2600万ポンドにのぼる。スターバックスはコーヒー豆をスイスの会社を通して購入し、オランダで煎った後、イギリスに輸入することを通じて、法人税がイギリスの約半分のスイスに利益を分散させていたのである。また子会社や関連会社間で融資を行い、スターバックスコーヒーUKはロンドン銀行間取引金利(LIBOR)に4%を上乗せした利息を支払っていた。(ロイター通信、2012年10月16日)

アップル社はいくつものタックスヘイブンをを使って毎年世界中で何十億ドルもの節税を行っている。その一つは、本社のあるカリフォルニ

ア州の隣にあるネバダ州のレノに、特殊な中枢機能を司る子会社を置き、そこに会社の利益を集中し何百万ドルもの州税を回避するという手法である。ネバダ州の法人税率はゼロだからである。また、アップルは、米国内に本拠があり製品の価値の大半は米国内で生み出されているにもかかわらず、帳簿上は利益の7割が低税率の海外で生み出されたものと仮装することによって巨額の節税を行っていた。

アップル社は、外国の子会社を通じても課税逃れをしている。アイルランドに二つの子会社を設置しているが、その一つの子会社にアメリカで生み出された利益の特許権のロイヤリティー（使用料）の形で支払うことによって、本国の法人税率35%を免れ、アイルランドの12.5%の税率の適用を受けている。

一方、アメリカ以外の地域で生み出された利益を、アイルランドのもう一つの子会社に集中し、これら二つのアイルランド子会社に集められた利益は、カリブ海の英領ヴァージン諸島に設置している子会社に移して税を免れている。

さらに、そうした利益の付け替えを税当局から見えなくするために、アイルランドからいったんオランダの子会社に移し、そこからカリブ海のタックスヘイブンにある子会社に移すという手の込んだ手法をとっている。これらの節税の結果、アップルは2011年に世界全体であげた342億ドルの利益に対して支払った税は世界全体で33億ドルであり、約9.8%という低税率の課税で済ませたことになる（New York Times 2012年4月29日）。

アマゾンジャパンも課税逃れをしている。アマゾンジャパン株式会社は、日本の法人税を支払っていない。アマゾンジャパンは商品の売主は日本法人ではなく、米国ワシントン州法人で

あるAmazon.com Int'l Sales, Inc.であり、同社は日本国内に支店等を有しないことをもって国税庁に抗弁してきた。

2009年、東京国税局はアマゾンの流通センター内に米国法人の機能の一部が置かれており、これが法人税法および日米租税条約に規定する恒久的施設であるとして、2003年から2005年について140億円の追徴課税を行った。その後日米当局間で協議が行われ、日本の国税庁の主張は退けられ、国税庁は銀行供託金の大部分を返却した。

("AMAZON.COM, INC. FORM 10-Q For the Quarterly Period Ended September 30, 2010")

こうしたグローバル企業の税逃れを放置すれば、課税の公平性が担保できなくなるだけでなく、各国政府は税収減に陥ることになる。そのため、OECDは2013年2月に国際的な法人税の諸規範の全面的見直しの提案をし、グローバル企業の課税逃れに対する国際的な取り組みを進めている。

(3) 企業移転による地域経済の疲弊

グローバル企業は労賃の安い新興国へ工場移転をすすめているが、これにより労働者は解雇され、地域経済を疲弊させている。

日本では、労働組合も立地自治体もグローバル企業の工場閉鎖にほとんど対応せず、そのまま受け入れているが、ドイツでは政府、自治体の要請、労働組合の闘いによって、地域経済に責任を負わせる施策を実行させている。

ノキアは人件費などのコスト高を理由に、2008年1月にドイツ北西部のボーフム市に立地していた携帯電話機製造工場を閉鎖し、東欧のルーマニアの新工場に生産を移管することを発表した。この計画に労組・従業員が反発し、

地元の州政府がノキアに補助金の返還を求めるなど政治問題化したこともあり、退職金の支払いや従業員の再雇用への協力、地域経済を衰退させないための施策をとらざるを得なかった。ノキアは総額2億ユーロの解雇手当を支給したほか、1年間の計画で企業を立ち上げ、影響を受けた従業員の再就職を支援した。また、工場や事業の一部を元幹部と金融会社、外国会社による合併企業に売却し、合計で約300人分の雇用を創出した。さらにボーフム市および周辺地域の復興基金として2000万ユーロを提供し、長期的雇用機会創出を目的とした国際的な誘致キャンペーンを展開し、新しい事業による雇用創出を図る「起業家センター」を立ち上げ、ボーフム大学など教育機関で科学研究を事業化する担当者を配置し、工場跡地については、財務支援や雇用を確保できるよう、投資先を探すことなどの地域対策をとることを余儀なくされた。

このように、ドイツでは日本と異なり、撤退企業に対して社会的責任を取らせたのである。

3 グローバル企業による劣悪な労働条件＝高利潤と強蓄積の源泉

グローバル企業は、直接投資先で大きな収益をあげているが、その収益源は劣悪な労働条件によることも多い。先進国では考えられないような劣悪な労働条件こそグローバル企業の高利潤と強蓄積の源泉である。

例えば、2005年4月、バングラデシュのダッカ郊外で数百人もの女性労働者が働いていた建物が全壊し、機械作業に従事していた64人が圧死、84人が負傷した。またダッカ郊外サーバルで2013年4月24日に起きたビルの倒壊は、死者1100人以上を出す大惨事になっ

た。この地区はウォルマートやH&M、テスコ、インディテックス、カルフルなどの欧米大手メーカー向けの衣料品を製造する約500工場が集まっている地域であった。先進国の消費者が着用している低価格のカジュアルウェアは、こうした劣悪で危険な環境で生み出され、それを発注しているアパレルメーカーは大きな利益を得ているのである。

ナイキ、GAP、ウォルマートなどのグローバル企業の委託先での児童労働も深刻である。例えばウォルマートの製品を生産する「ベクシムコ (Beximco)」という工場では、1日に労働時間は12.5時間、1週間当たりの就業日数は7日、時給は9セントから12セントという法外な雇用があった。この賃金は法律が定める最低賃金を40%から70%下回っている。(Werner・Klaus、Weiss・Hans『世界ブランド企業黒書一人と地球を食い物にするグローバル企業一』明石書店、2005年)

アップル製品を受託製造している中国の工場も劣悪な労働条件で知られている。アップル製品の委託製造工場の富士康科技では繁忙期に協会基準の週60時間を超える労働があったり、1日の休みもなく7日以上連続して勤務させていた。さらにその超過勤務分の賃金が十分に支払われていない。富士康科技では残業代を30分刻みで記録しているため、例えば29分の場合はゼロ、58分であれば30分の残業代となっていた。

直接投資を受け入れる国では、労働組合の結成を認めないことも多く、グローバル企業はそうした地域に好んで進出することも多い。例えば、矢崎総業が進出しているアフリカのモロッコでは政府による労使関係への介入が強く、団体交渉には簡単に応じないのが普通である。モ

ロッコ矢崎はノンユニオンの工場である。(苑志佳「(D) 矢崎総業—モロッコの日系自動車部品ハイブリッド工場—」『赤門マネジメントレビュー』11 巻 12 号、2012 年)

グローバル企業が先進国の厳しい環境基準を避けるために、汚染集約的な生産工程や施設を途上国に移転し操業した結果、そこで新たな公害問題を発生させるといった公害輸出の問題も起きている。例えば、川崎製鉄は硫黄酸化物、窒素酸化物の主要発生源となる鉄鉱石の焼結過程を海外に移転させる計画がたてられ、1977 年に全額出資してフィリピンのミンダナオ島に鉄鉱石焼結工場を建設した。操業後は大気汚染の被害が発生したほか、工場の排水や工場に来る船からの油の流出による海の汚染により漁業被害も発生した。

4 グローバル企業の民主的規制

(1) グローバル企業の規制を求める動き

このようにグローバル企業が、本国と投資先国の双方の国民経済の基盤に大きな影響を与えるようになったことをうけ、グローバル企業の行動の規制を求める動きが出てきた。

1980 年代には、国際消費者運動の盛り上がりもあって、個別製品分野、例えば農薬の生産・流通あるいは使用の規制という形でグローバル企業の活動を規制する動きが活発になった。

しかし 1990 年代になると、冷戦の崩壊を受けて、自由貿易が経済的な厚生を高めるという新自由主義的政策が主流になり、WTO が成立する。グローバル企業は、自由貿易体制の成立を受けて、国連などの国際政治の舞台で反撃に出たため、これを規制しようとする動きは失速した。

2000 年代になると、グローバル企業が推進

してきたグローバリゼーションのひずみが次第に明らかになるにつれ、WSF（世界社会フォーラム）などの運動もあり、グローバル企業に対する規制を求める声が再び強まってきた。他方では TPP 交渉での ISDS 条項のようにグローバル企業に有利な条項を背景に、グローバル企業の規制に対して損害賠償を求める動きもあり、グローバル企業の規制を求める労働者・市民の運動とグローバル企業の巻き返しとの間でせめぎ合っている。

(2) 国際的な企業行動指針による規制

グローバル企業が、各国の国民経済に大きな影響を与えるようになり、その企業行動に批判が高まるようになると、国際機関や国際組織が企業行動指針を定めるようになってきた。

①国際的な企業行動指針

OECD 多国籍企業行動指針は OECD 加盟国間の直接投資を容易にするため、1976 年に採択した「国際投資と多国籍企業に関する宣言」が出発点である。何度か改訂されてきたが、2000 年の改訂は大幅で、持続可能な開発を目指した経済面、社会面、環境面の国際的に認められている基準すべてが包括され、国際的な企業の社会的責任を求めるものになった。

行動指針は一般方針、情報開示、人権、雇用及び労使関係、環境、贈賄・贈賄要求・金品の強要の防止、消費者利益、科学及び技術、競争、納税等、幅広い分野における責任ある企業行動に関する任意の原則と基準を定めている。

行動指針は一般的指針として「人権、持続可能な開発、サプライチェーン責任、現地の能力構築などを盛り込んでおり、企業が事業活動を行う国で確立されている方針を十分に考慮するよう求めている。」人権では、世界人権宣言などに規定された国際的な人権規範を尊重する

ことが求められるとしている。雇用及び労使関係では、労働組合結成の権利、団体交渉の権利、児童労働や強制労働の禁止、均等待遇原則、労働者差別の禁止などが定められている。

国連グローバルコンパクトは1999年の世界経済フォーラムにおいて、企業に対して提唱したイニシアティブである。グローバル・コンパクトは企業に対し、人権・労働権・環境・腐敗防止に関する10原則を順守し実践するよう要請している。内容的には、OECD多国籍企業行動指針と似た内容が盛り込まれている。現在では世界約145カ国で1万を超える団体（そのうち企業が約7000）が賛同し、日本では日産自動車、東芝、みずほフィナンシャルグループ、三菱重工、NEC、三菱商事など181の企業団体が賛同している。

ILOのグローバル企業および社会政策に関する原則の三者宣言は、多国籍企業の行動への激しい批判に対応するものとして、1977年にILO理事会によって採択されたものである。三者宣言は雇用、訓練、労使関係などに関する指針で、企業、労働者、政府の三者が合意した多国籍企業の社会政策に関するものである。そこでは、「多国籍企業の国家の枠組を超えた活動の組織化の進展は、経済力の集中の濫用並びに国の政策目標及び労働者の利益との衝突をもたらす可能性がある」として、多国籍企業の活動の危険性について警鐘を鳴らしている。

またILOは1998年の第86回ILO総会において「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言とそのフォローアップ」を採択した。宣言では、4種の中核的労働基準（結社の自由及び団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の実効的廃止、雇用及び職業における差別の排除）がしめされ、それを尊重し、促進し、

かつ実現する義務を負うことが明記された。

②国際的な行動指針の意味と遵守を求める運動の重要性

このような国際的なグローバル企業の行動を規制する行動指針は、労働者や消費者の利益を顧みず、国民経済を危機にさらしているグローバル企業の企業行動に対する途上国や先進国の労働者・市民の激しい批判を放置すれば、資本主義経済システムそのものが維持されなくなるという危機感からでたものである。

しかし、これらの行動指針や規範、宣言は自主的なイニシアティブであり、グローバル企業の行動を規制するための法的拘束力を持っていない。そのため、1970年代半ばから90年代半ばにかけて、多国籍企業を法的に規律する多数国間条約を作ろうとする動きが、主として発展途上国主導で展開されたが、国連総会での決議に止まっている。

その後、2002年に国連主催で開催された「持続可能な開発に関する世界サミット」（ヨハネスブルク・サミット）の準備過程で、OECD多国籍企業行動指針などの任意的企業行動原則は、経済がグローバル化した現状では、企業の行動を十分に規律できないとして環境NGOは、社会的責任を義務づける国連条約等を審議すべきであるとのキャンペーンを展開した。しかしヨハネスブルク・サミットでは、この問題提起は具体的な成果をあげることができず、現在に至っている。

グローバル企業を規制する国際的な行動指針は、国際条約化できずにいるものの、活用できる条項も多いので、企業の人権侵害的な行動に対しては、グローバル・スタンダードな規制条項として遵守を求める運動に活用できる。グローバル企業も、今や自らの企業行動や取引先の

行動への批判は、企業イメージのダウンを通じて企業業績にも影響を与えるようになっていくとの認識もあり、対応を迫られているからである。

(3) 労働組合によるグローバル企業規制の必要性

国際的な企業行動指針に実効性を持たせるためには、まずグローバル企業の本国の労働組合運動が重要である。OECD 多国籍企業行動指針における「本社が進出国の紛争の解決に関与する」という観点からも、本国で本社に圧力をかける運動が重要である。

進出先でも、ノキアの事例に見られるようにグローバル企業のコスト削減を理由にした工場閉鎖と他国への移転についても、地域経済と雇用を守るための代償措置をとらせるなど労働運動が重要である。

また労働組合運動の国際協力も重要である。例えば、ドイツの通信企業 Deutsche Telekom は、ドイツ国内では労働法が組合を重視するため、通信業界の組合 Verdi に友好的な立場を取ってきたが、経営者寄りの労働法を持つアメリカに展開した子会社 T-Mobile では、長年にわたって CWA (Communication Workers of America) による組合設立の動きを阻んできた。そこで、CWA がドイツ本社と交渉を行うにあたって、CWA と Verdi が合同で TUnion という組合を発足させ、Deutsche Telekom との交渉を支援した。これは、組合結成を本国の労働組合が支援した事例として重要である。

おわりに

グローバル企業は、今や世界中で活動し、激しい市場争奪競争を繰り広げている。グローバル企業は進出先の労働基準が未整備なことを利

用したり、労働組合を認めない国に進出したりして、利潤を最大化しようとしている。なかには「我が亡き後に洪水は来たれ」とばかり、持続不可能な開発や資源の浪費、児童労働を利用したりしている。受入国の政府も直接投資による経済発展を第一とするため、国際的な企業行動原則に反するような行動でも、黙認したり、抵抗する労働組合を弾圧したりしている。

したがって、グローバル企業の行動を規制するには、自主的な行動規範に任せるだけでなく、企業の出身国の労働組合と進出国の労働組合との国際連帯的な活動で企業に圧力をかける、是正させる必要が高まっている。私たち消費者も劣悪な労働条件や環境汚染など利潤第一の企業行動に基づいて生産された商品を購入しないなどの活動を通じて、企業を持続可能な経済原則の下で活動させるように迫らなければならない。

この意味で、グローバル企業の民主的規制のために、活用できる国際的な行動指針を広く宣伝し、労働組合、市民、消費者がそれぞれで可能な行動をすべきである。それと同時に、国際社会には、OECD 多国籍企業行動指針などを国際条約化する運動も必要になってきている。(ふじた みのもる・労働総研事務局長、桜美林大学教授)